第25期 第12回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和６年５月27日

　　至　令和６年５月27日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第12回 北広島市農業委員会総会議事録

令和6年5月27日（月）13時30分、第12回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程

日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　報告第1号　農地転用事業完了による専決処分について
日程第4　議案第1号　現況証明願について
日程第5　議案第2号　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6　議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7　議案第4号　令和5年度の最適化活動の点検・評価について
日程第8　議案第5号　北広島市景観計画策定等検討委員会委員の推薦について
日程第9　議案第6号　現地調査委員の指名について
日程第10　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　2番　安宅　一夫　委員　3番　山田　智美　委員
4番　宮北　輝　委員　5番　佐々木　珠恵　委員　6番　佐藤　芳之介　委員
7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　事務局出席者　事務局長　橋本　征紀　事務局次長　山田　孝博　主査　佐野　央馬
主任　石川　正人　主事　上野　礼

（開会宣言　13時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により４番　宮北委員、５番　佐々木委員、以上２名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和６年５月27日、本日１日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日１日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第１号農地転用事業完了による専決処分についてご説明いたします。

番号1、転用地は[redacted]の３筆、合計面積は8,877.19㎡であり、[redacted]氏にて、スノーモービル体験場として、令和５年12月８日に一時転用の許可があった土地になります。令和６年３月31日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出がありました。令和６年５月８日には事務局での現地調査を行い、農地に復元されていることを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:議案第１号「現況証明願について」＞

議　　長　議案第１号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第１号現況証明願いについて提案理由をご説明いたします。今回は１件の願い出が出されております。

番号1、願出地は[redacted]の合計４筆で、合計面積は6,478㎡であり、所有者は[redacted]の[redacted]氏となっております。申請目的は、地目変更登記のためとして、所有者の娘様である[redacted]氏より申請があったものです。なお、令和６年５月15日には宮北委員、山田委員、森越委員の３名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、山田委員長より調査結果の報告をお願い致します。

山田委員　令和６年５月15日、現況証明願による現地調査を宮北委員、森越委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、願出人[redacted]氏、所有者[redacted]氏の土地ですが、場所は[redacted]地区で、[redacted]線を[redacted]方面へ進み[redacted]線を760m下り、[redacted]線へ右折し、620m進んだ先左手にある土地でございます。

この土地は、一部非農地通知が発出されており、現在も耕作されておらず、土地の形状や周囲の状況などから農地性は低いと判断したことから、「非農地」と認定いたしました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 1 号は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第 1 号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第 5：議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について提案理由をご説明いたします。今回は、2 件の申請が出されております。

番号 1、申請地は[redacted]の 1 筆で面積は 16,928 ㎡であり、貸主は[redacted]氏、借主は[redacted]氏であります。権利移転の目的は、一部経営継承のための使用貸借契約であり、借主である[redacted]氏については、現在、[redacted]氏の経営に従業員として参画しており、双方の意向から今回の申請に至りました。なお、令和 6 年 5 月 17 日には地区担当委員である、宮北委員、佐々木委員、田村委員の 3 名にて現地調査委員会を開催しております。

番号 2、申請地は[redacted]外 6 筆で合計面積は 17,740 ㎡であり、譲渡人は[redacted]の[redacted]氏、譲受人は[redacted]の[redacted]氏であります。権利移転の目的は、経営移譲のための生前贈与であり、譲受人である[redacted]氏については、[redacted]氏の息子で、現在、共に耕作を行っており、所有者の意向から今回の申請に至りました。なお、令和 6 年 5 月 17 日には地区担当委員である、宮北委員、佐々木委員、阿部委員の 3 名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、宮北委員より調査結果を報告願います。

宮 北 委 員　番号 1、令和 6 年 5 月 17 日、農地法第 3 条許可申請による現地調査を佐々木委員、田村委員、私の 3 名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

貸主　[redacted]氏　借主　[redacted]氏による申請ですが、経営継承による使用貸借契約であり、現地及び許可申請書等を確認し、借主である[redacted]氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。

番号 2、令和 6 年 5 月 17 日、農地法第 3 条許可申請による現地調査を佐々木委員、阿部委員、私の 3 名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

譲渡人　[redacted]氏　譲受人　[redacted]氏による申請ですが、経営移譲による贈与であり、現地及び許可申請書等を確認し、借主である[redacted]氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。私から 1 つ良いですか。番号 2 についてですが、生前贈与に対する税法上の規定がありますが、教えて頂けますか。

事　務　局　贈与税につきましては申請者に税務課にて確認した上で、問題がなければ農業委員会へ申請をするという流れで対応しており、今回の申請も同様の流れで受理したところでございます。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 2 号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第 2 号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第 6：議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、提案理由をご説明いたします。

今回は、1件の申請が出されております。

番号1、申請地は[redacted]で、合計面積は1,139㎡であり、貸主は[redacted]の[redacted]氏、借主は[redacted]氏であります。権利移転の内容は、砂利採取及び農地改良のための一時転用に伴う賃貸借であり、転用期間は許可日から令和7年6月30日までとなっております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。塚本委員どうぞ。

塚本委員　今回、少ない面積で砂利採取をするということですか。

事務局　周辺の農地については、昨年砂利採取のための転用許可がされており、転用完了報告も受理しております。申請を分けて行った理由は、農地の間にある北海道で所有している土地を所有者の[redacted]さんが購入したため、その土地と隣接している農地を一時転用し、砂利採取を行うということで申請が上がってきているところでございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第3号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第3号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第7：議案第4号「令和5年度の最適化活動の点検・評価について」＞

議　　長　議案第4号「令和5年度の最適化活動の点検・評価について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事務局　議案第4号　令和5度の最適化活動の点検・評価について、提案理由をご説明いたします。

点検・評価につきましては、農林水産省経営局長の通知に基づき、全国の農業委員会が毎年、農業委員会による最適化活動の内容について記録及び点検評価を実施し、その結果を公表するものとなっているものです。

初めにA3判の別紙1をご覧ください。こちらは推進委員等の最適化活動の実施状況及び点検評価となります。北広島市の最適化活動を行う委員は推進委員の5名となっており、推進委員それぞれ点検・評価を行いますので、別紙1は5枚で構成されております。

別紙1の内容ですが、1　推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価の(1)最適化活動の実施状況については、各委員から毎月提出をいただいている活動記録簿を集計し月ごとに、表にまとめております。

(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況については担当区域ごとに集計した目標と実績を記載しております。この表の3段目に記載されている達成状況は、目標に対する実績の割合を記載しておりますので、この数値を基に活動成果を確認することとなっております。

続きまして、(2) の②自己の点検・評価についてです。こちらは事前に推進委員の皆様に点検・評価をして頂いた内容を記載しております。

最後に2の農業委員会による点検・評価についてですが、全体としての標語には、資料1農林水産省課長通知の裏面にある2　推進委員等の評語の基準から点数をつけております。表2の項目ごとの合計点が表1の評語にあてはまり、上からA,B,C,Dの評価となっております。

推進委員ごと、評価がされておりますが、先ほどの評価基準に基づき評価すると、当市の推進委員の評語は1名がC、4名がDとなっております。

当市の農地を取り巻く現状としましては、農地の形状や立地、農地の現状により集積、遊休農地の解消が難しい状況となっております。また、活動日数については、国の目標が高く評価点数は低いものの、農業委員会が公表しております、月4日としている活動日数目標は全委員が達成している状況であり、今後についても、引き続き最適化活動を実施し農地の適

正利用に向け努めて頂けるものと考えております。
　このことから、農業委員会による点検・評価の「総会で出された意見」の欄につきましては、事務局案として「担当地区の情報を収集し関係団体と協力しながら、今後も積極的な最適化活動を期待する」と記載しております。
　続きまして別紙２についてです。農林水産省局長通知にて別紙２を用いて総会に諮るとされていますが、別紙２の内容が資料２にて網羅されていますので、資料２を用いて説明いたします。資料２をご覧ください。１枚目については、令和６年４月１日現在の状況を記載しているもので、令和６年３月 27 日開催の第 10 回総会において決定をいただいております、令和 6 年度最適化活動の目標等の設定等に記載の内容と同様の内容になりますので説明を省略いたします。
　裏面をご覧ください。Ⅱ　最適化活動の実施状況です。令和５年度当初に立てた目標と実績を記載されております。令和５年度の立てた集積率の目標は 64.1％であり、実績としては 43.74ha の新規集積の結果 65.7％となりました。目標に対する達成状況については 102.5％と目標を上回っております。続きまして、(2) 遊休農地の発生防止・解消については、2ha の目標に対し 5.8ha 解消されております。達成状況は 264％となっております。(3) 新規参入の促進については様式により目標が設定されておりますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積となっており、当市では公表等を行っていないため、実績を記載しておりません。農地の空き状況や新規参入者での営農が検討されるような農地が存在した場合には公表を検討していきたいと考えております。続いて、2　最適化活動の活動目標についてです。推進委員の最適化活動日数の目標は月 4 日、強化月間の設定回数は 3 回となっており、実績は活動日数が平均 4.17 日、強化月間の実施回数が 3 回と目標の達成及び目標を上回る取り組みとなっております。次のページの新規参入相談会への参加については、昨年 6 月 17 日に北海道新規就農フェアに最適化活動委員 2 名と参加しております。最後に中段より少し下の目標の達成状況の評語についてです。資料１の表面をご覧ください。今年度の成果を、表２を用いて評価しております。(1) 成果目標の①農地の集積の達成率は３点、②緑区分の遊休農地の解消は５点、③新規参入の促進が１点となります。(2) 活動目標の①活動強化月間の実施は目標どおり行ったので１点、②新規参入相談会への参加は目標どおり参加したため１点、今年度の合計点数が 11 点で表１の当てはめると「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となっております。こちらは総会にて決定した後に、北広島市長、北海道知事、北海道農業会議に報告をいたします。また、資料２については、市 HP にて公表をすることとなります。
　質疑意見等は別紙１、別紙２に分けて行いたいと思いますのでそれぞれご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　これより別紙１について質疑および意見を求めます。
　（「意見なし。」の声）

議　　長　意見なしと認めます。別紙１については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
　（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。別紙１については、提案のとおり決定いたしました。
　続きまして、別紙２について質疑及び意見を求めます。宮北委員どうぞ。

宮北委員　新規参入した人の営農状況の確認について教えて下さい。

事務局　農業者や法人の新規参入については、申請時に地区担当委員が現地調査を行い、総会で可決後に参入している状況であります。農地の営農の確認につきましては、毎年行っております農地パトロールにて農地を適正に使用されているか確認することとなっております。その他にご意見や農地の使い方に問題があった際は、事務局の農地のパトロール及び委員の皆様も担当の地区がございますので確認して頂き、聞き取りが必要であれば聞き取りをして確認をしていくとしております。農地所有適格法人ではなく、一般法人の参入は年に１回報告書の提出がありますので、農地パトロールと併せて報告書も確認することになっておりますが、個人の農業者や農地所有適格法人については、農地の利用状況が営農の確認となります。

以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「意見なし。」の声）

議　　長　意見なしと認めます。別紙２については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。別紙２については、提案のとおり決定いたしました。

別紙１については推進委員等へ通知を行い、別紙２については北広島市長、北海道知事、北海道農業会議へ報告を行い、市ホームページにて公表することといたします。

＜日程第８：議案第５号「北広島市景観計画策定等検討委員会委員の推薦について」＞

議　　長　議案第５号「北広島市景観計画策定等検討委員会委員の推薦について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第５号北広島市景観計画策定等検討委員会委員の推薦について、提案理由をご説明いたします。

北広島市景観計画策定等検討委員会につきましては、令和６年４月に新たに北広島市に設置された委員会でございまして、景観計画の策定及び景観条例の制定にあたり、幅広い分野の専門的知識を有する方からの意見反映を目的とした委員会です。

この度、北広島市長から令和６年６月から令和８年４月までを任期とした当該委員会の委員１名の推薦依頼が農業委員会に対してあったため、田村委員を推薦するものです。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、田村委員が議事参与の制限の対象となりますので、退席願います。暫時休憩いたします。

（田村委員退席）

議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第５号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第５号は、提案のとおり決定いたしました。ここで田村委員の除斥を解きます。暫時休憩いたします。

（田村委員着席）

議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。議案第５号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第９：議案第６号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第６号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第５条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として２番　安宅委員、５番　佐々木委員、推進委員の調査委員として坂本委員、調査補充委員として、農業委員は６番　佐藤委員、推進委員は田村委員を指名いたします。

＜日程第10：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。１点目、次回の第13回農業委員会総会につきましては、令和６年６月27日木曜日、午後１時30分から北広島市役所５階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。２点目、会長と事務局の動静報告についてでございますが、４月につきましては資料をご確認ください。５月につきましては、道央農業振興対策協議会に会長が出席しております。28日に北海道選出国会議員要請集会、令和６年度全国農業委員会会長大会に会長及び事務局長の私が出席する予定となっております。６月ですが、26日に一般社団法人北海道農業会議第97回総会に会長が出席いたします。３点目、次回現地調査委員の日程

につきましては、6月18日火曜日午後1時00分より行いたいと思います。先ほど指名のあった各調査委員及び補充調査委員につきましては、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　皆様から何かございませんか。塚本委員どうぞ。

塚本委員　昨年行われた[redacted]と[redacted]の調整会議の結果を教えて頂けますか。

事務局　[redacted]地区の調整会議については、事務局で農業者へ相談をしておりますが、現在も耕作者が決まっていない状況です。地区担当委員や関係機関と調整し、農地の適正な利用に向けて引き続き検討していきたいと思っております。委員の皆様にも相談等することもあるかと思いますが、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

[redacted]地区の調整会議については、情報収集及びに情報整理を行い、現在調整している農業者3名への連絡と所有者への連絡を速やかに進めていきたいと考えております。以上です。

塚本委員　また調整会議を開くということですか。

事務局　3名の農業者と話を進め、その中で話がつかなければ改めて調整会議といった必要がでてくるかと思います。

議　　長　ほかに皆様から何かございませんか。なければ以上をもちまして第12回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　14　時 20 分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名